

## 日進居宅介護支援事業所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人人生寿会が開設する日進居宅介護支援事業所（以下「日進居宅介護支援事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないように公正中立に行う。
  - 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 日進居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 日進市北新町二段場10番地

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務、介護支援専門員と兼務）  
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 5名（常勤兼務1名 管理者と兼務、常勤専従4名）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
但し、祝日、年末年始（12/29～1/3）、お盆休み（8/13～15）は除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

### (居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規程する事業所内、及び利用者居宅等

- (2) 使用する課題分析票の種類 MDS
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規程する事業所内、及び利用者居宅等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回を原則とする。但し、利用者の希望があった時できる限り希望に沿うようにする
- (5) モニタリング 月1回

#### (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は以下の地域とする。

日進市全域、長久手市全域、東郷町全域、みよし市黒笹・黒笹町・黒笹いずみ

#### (その他の運営についての留意事項)

第8条 指定介護支援は、介護支援専門員等の資質向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人生寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### (虐待の防止について)

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止等の為に次に掲げる通り必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する担当者は「事業所長 高山須美子」を選定しています
- (2) 人権擁護・虐待防止の為に従業者に対する研修を実施しています
- (3) 居宅介護支援サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します

#### (身体的拘束等の適正化について)

事業所は、身体拘束の適正化のため、以下を規定します

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します

附則 この規程は、令和4年6月1日に施行する。

附則 この規程は、令和5年3月1日に施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日に施行する。